

(縦 覧 用)

平成29年 7月28日 開 会

平 成 2 9 年 第 5 回

農 業 委 員 会 会 議 録

つ る ぎ 町 農 業 委 員 会

つるぎ町農業委員会会議録（平成29年 第5回）	
招 集 場 所	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3 つるぎ町農業構造改善センター
開 会 時 間	平成29年 7月28日（金） 午後13時30分
閉 会 時 間	平成29年 7月28日（金） 午後14時00分

出席及び欠席委員							
職 名	氏 名	出	欠	職 名	氏 名	出	欠
会 長 (2 番)	坂本 誠治	○		委 員(7 番)	丸本 昭	○	
職務代理(9番)	堀部 勝博	○		委 員(8 番)	藤村 晃	○	
委 員 (1 番)	三反田 哲雄	○		委 員(10 番)	小栗 利文	○	
委 員 (3 番)	岡本 伸清	○		委 員(11 番)	桑平 稔	○	
委 員 (4 番)	浅川 虎夫	○		委 員(12 番)	松岡 和夫	○	
委 員 (5 番)	塩田 勇	○		委 員(13 番)	小倉 正		○
委 員 (6 番)	柴田 純二	○		委 員(14 番)	西岡 勝幸	○	

議事録署名委員	3番 岡本 伸清	12番 松岡 和夫
---------	----------	-----------

職務のため会議に出席した者職氏名	つるぎ町農業委員会事務局長 三木 健司 つるぎ町農業委員会 係長 檜地 誠
説明のため会議に出席した者職氏名	

付 議 事 件	別紙のとおり
---------	--------

# 付 議 案 件

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画による利用権設定について
- 日 程 第 3 その他

## 会 議 の 経 過

事務局長 それでは、皆様おそろいのようなので、ただいまから平成29年第5回農業委員会を始めさせていただきます。

本日、1名の委員さんが欠席ですが、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定によりまして、成立していることを、ご報告申し上げます。

それでは、会長より挨拶と議事の進行をよろしくお願いいたします。

議 長 一言、ご挨拶を申し上げます。

梅雨も明け、毎日暑い日が続いていますが、委員の皆様方におかれましては、暑さに負けることなく、お元気でお仕事にお励みのことと思います。

さて、7月5日、6日にかけて台風3号および活発な梅雨前線による大雨にて福岡県、大分県にて記録的な豪雨に見舞われ、人的被害、河川の氾濫にて大量の流木が河川に流れ込み総量20万トン、36万平方メートルにのぼる土石流が、家屋など襲い大きな被害をもたらしました。一部の住民は今もなお、避難生活を続け、復興への道のりは遠いようです。被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。

さて、先般、総会のご案内を差し上げましたところ、委員の皆様には公私共に大変お忙しい中、ご出席賜りまして、本会議が開催できますこと厚くお礼申し上げます。

本日の案件はお手元の議案書のとおり、「日程第3」まででございます。

慎重審議を賜りまして、全案件のご承認をいただけますと伴に、本会がスムーズに進行できますよう、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、早速ですが議事に入らせていただきます。

なお、座っての進行と、させていただきます。

議 長 「日程第1 会議録署名委員の指名について」お諮りを致します。会議規則第18条によりまして、私より指名してよろしいでしょうか。お諮りをいたします。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。それでは指名させていただきます。

「3番委員」さん、「12番委員」さん、ご指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

### (3 条)

議 長 続きまして「日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局長 失礼ですが、座って説明させていただきます。

議案書1ページをお開き下さい。「議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について」今回の申請は、2件でございます。

会議資料の1ページから11ページを順次お開き下さい。

1件目は、譲渡人が「●●●●●」さん、譲受人が「●●●●●」さんで、申請地は、「貞光字西山196番地1・地目は畑・面積195㎡、同じく208番地・地目は畑・面積1,886㎡」の土地、贈与による所有権移転でございます。

続きまして、会議資料は、12～22ページを順次お開き下さい。

2件目は、譲渡人が「●●●●●」さん、譲受人が「●●●●●」さんで、申請地は、「貞光字江ノ脇76番地6・地目は畑・面積142㎡、同じく江ノ脇78番地4・地目は畑・面積208㎡」の土地、売買による所有権移転でございます。

以上、3条申請、2件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。順次、担当委員さんの意見をお願いいたします。

No.1については、柴田委員さんの担当地区となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

6番委員 No.1の申請地について報告いたします。7月25日に事務局と現地確認をしました。

申請地については、会議資料11ページの位置図にありますように、町役場より県道半田貞光線を貞光駅方面へ約420m先に薪おじさん(株)こと旧橋本家具があり、そこから西山地区へ480m先の西山橋田線には入り640m先に1筆、さらに60m進と申請者宅がありその隣接する土地でございます。

以前より、譲受人が譲渡人より管理を依頼されており、双方との間でこの度、贈与の話が整ったので申請があがったようです。

取得後においては、今まで通り果樹を植栽する計画となっております。

農地利用でございますので問題はないかと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議長 No.1につきまして、報告がありました。ご異議、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

各委員 異議なし。

議長 ご異議がないようですので、議案第1号、No.1については、承認することに決定致します。

議長 続きまして、No.2につきまして、柴田委員さんに調査して頂いておりますので、ご報告よろしくお願い致します。

柴田委員 No.2の申請地について、7月25日に事務局と現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請地は会議資料22ページにありますように、貞光変電所より国道438を一字方面へ約300m先にあるシルバー人材センター手前の宮内1号線300mほど行くと江ノ脇地区へ向かう太田宮内線を350mほど入ったところに申請地がございます。

申請地は3年程前から、譲受人が、草刈り等管理してきた土地であります。

この度、双方の間で、売買の話が合意となり、申請が上がったようです。

権利取得後においては、従前どおり果樹及び野菜畑として利用する計画だそうです。

ご承認の程、よろしくお願い致します。

議長 No.2について、報告がありました。ご異議、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

各委員 異議なし。

議長 ご異議がないようですので、議案第1号のNo.2については、承認することに決定致します。したがって、「議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について」は、すべて承認することに決定致します。

(5条申請)

議長 続きまして、「日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。  
それでは、事務局より説明を求めます。

事務局長 議案書2ページをお開き下さい。

「議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、2件でございます。

会議資料の23ページから36ページを順次お開き下さい。

1件目は、譲渡人が、「●●●●●」さん、譲受人が「●●●●●」申請地は、「半田字小野216番地9・地目は畑・面積145㎡」の土地住宅敷地拡張の使用に伴う、売買による所有権移転でございます。

この土地については、農用地区域外の農地で、住宅地、国道に隣接した土地であり、生産力の低い、小集団の第3種農地で、許可要件は満たしていると考えます。

続きまして、会議資料の37～103ページを順次お開き下さい。

2件目は、譲渡人が「●●●●●」さん外22名、譲受人が「貞光字東浦1番地3のつるぎ町長兼西茂」さん、申請地は、「貞光字小山北242番地1外19筆」地目は、田11筆・畑9筆総面積20,581㎡の土地、工場用地の使用に伴う、売買による所有権移転でございます。

また、この土地については、農用地区域外の農地で、工業地に隣接した土地であり、生産力の低い小集団の第2種農地で、許可要件は満たしていると考えます。

以上で、説明を終わります。

議長 事務局より説明が終わりました。順次、担当委員さんの意見をお願いいたします。No.1については、1番委員さんの担当地区となっております。よろしくお願いいたします。

1番委員 それでは、農地法第5条許可申請について報告致します。

この申請については、7月25日事務局と現地調査いたしました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりでございます。

申請地は、会議資料の36ページの位置図にありますように、半田字中藪にあるコンビローソンから西へ130m先に、譲渡人宅その隣接した農地でございます。住宅敷地への転用でございます。

この度、譲渡人から申請地及び宅地建物を買受けることとなりましたが、この建物は南側が国道192号線に近接しており、住宅敷地が少し狭いので、取得後は宅地の北側に接する申請地を住宅の高さまで嵩上げし、宅地とともに庭として利用したいそうです。

24ページの事業計画にありますように、土地の造成については、申請地周囲の既存コンクリート擁壁の上部内側に1.5m高のコンクリート擁壁を施工し、これに山土(残土等)を隣接宅地の高さまで約1.5m盛土をする計画となっております。

また、付近の土地、作物等に被害が生じた場合は、責任をもって適切に善処する旨、附記されておりますので、問題はないかと考えます。

ご承認の程、よろしくお願い致します。

議長 No.1について、報告がありました。ご異議、ご意見ございませんか、お諮りを

致します。

委員 異議なし

議長 ご異議がないようですので、議案第2号のNo.1については、承認することに決定致します。

議長 続きまし、No.2については、10番委員さんの担当地区となっておりますのでよろしくお願いいたします。

10番委員 No.2の申請地について、報告致します。

申請地は、会議資料の102～103ページの位置図にありますように、貞光小山北にある(有)貞光食糧工場食品工場の東隣にある土地でございます。

申請者は、つるぎ町長で、企業立地の促進等における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく基本計画における企業立地重点促進区域である第3小山北工業団地の用地取得及び造成工事を行い、優良企業の誘致を図るため造成したいそうです。

取水・排水については、52ページの取水・排水計画書にありますように、工業用水、生活用水は原則、地下水を利用し農業用水を使用しないように指導、排水に関しましては当該工業団地に立地する企業が排出する工場排水及び生活雑排水は、企業の責任において水質基準に適合するよう適正な処理をした後、隣接する河川管理者の指導の下放流するする計画です。

また、併せて利用する土地を56～63ページにありますように、同意書を、64～98ページに北岸土地改良区、美馬町土地改良区、郡里水組合から意見書を附記しており、北側の隣接農地所有者についても協議済であり、特に問題ないかと考えます。

よろしくお願い致します。

議長 No.2について、報告がありました。ご異議、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

委員 異議なし

議長 ご異議がないようですので、議案第2号のNo.2については、承認することに決定致します。したがいまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」はすべて承認することに決定致します。

## 利 用 権

議長 続きまして「日程第2 議案第3号 農用地利用集積計画による利用権設定について」を議題と致します。

事務局の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案書の3～4ページ並びに会議資料の104～114ページを順次お開き下さい。「農用地利用集積計画による利用権設定について」でございます。今回は、再設定6件、新規1件でございます。

1件目、「●●●●●」さんから「●●●●●」さんに、貞光字太田東222番地2の田、599㎡、同じく太田東222番地1の田、58㎡、同じく太田東228番地1の田、366㎡を、賃借権5年の再設定です。作目は水稻です。

次に、「●●●●●」さんから「●●●●●」さんに、貞光字太田東281番地1の田、600㎡を、賃借権5年の再設定です。作目は野菜です。

次に、「●●●●●」さんから「●●●●●」さんに、半田字東久保410番地1の畑、935㎡を賃借権2年の再設定です。作目は野菜です。

次に、「●●●●●」さんから「●●●●●」さんに、貞光字大坊10番地2の畑、

100 m<sup>2</sup>を、使用貸借権 1 年の再設定です。作目は野菜です。

次に、「●●●●●」さんから「●●●●●」さんに、貞光字宮下 87 番地 1 の田、544 m<sup>2</sup>を賃借権 1 年の新規設定です。作目は野菜です。

場所は、114 ページの地図にありますように、赤い印が入った所でございますが、北新町集会所の西側にある農地でございます。

以上、再設定 6 件、新規 1 件、合計 3, 202 m<sup>2</sup> でございます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局より説明が終わりました。

只今の「農用地利用集積計画による利用権設定について」ご質疑・ご意見はございませんか、お諮り致します。

各 委 員 異議なし。

議 長 ご異議がないようでございますので、日程第 2 ・議案第 3 号「農用地利用集積計画による利用権設定について」は、承認することに決定致します。

(その他)

議 長 次に、「日程第 3 その他」について、議題といたします。

事務局長 事務局方から何点か事務連絡をさせていただきます。

1. 源泉徴収票へのマイナンバー記載について
2. 農業委員研修について
3. 農業委員の活動実績四半期報告用紙について
4. 研修・視察旅行について

以上別紙資料にて説明する。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、只今事務局から説明のありました件について、ご意見等ございませんか。

各 委 員 意見なし。

議 長 ご意見等ないようでございますので、これで本日の議題はすべて終了致しました。長時間、慎重審議いただきまして有難うございました。以上をもちまして本会を閉じることに致します。

終 了 午後 14 時 00 分

平成 29 年 7 月 28 日

つるぎ町農業委員会 会長 坂 本 誠 治

上記会議録は、真正であることを認め署名する。

議事録署名者 3 番委員

議事録署名者 12 番委員